

平成26年度 教育委員会 第2回定例会 議案

1 日 時 平成26年4月14日(月) 午前10時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第2号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則... 1

第3号議案 静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 ... 5

<非>第4号議案 静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命 ... 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第2号議案

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年4月14日提出

静岡県教育委員会教育長

<第2号議案 概要>

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

1 制定の理由

教育委員会の職務権限について、教育長へ委任又は教育長が専決する事務の見直しに伴い、その範囲を定めるため、規則を制定する。

2 内 容

- (1) 教育長へ委任する事務及び教育長に専決させる事
- (2) 制定に伴い、廃止する規則
静岡県教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則
静岡県教育委員会教育長専決規則

3 施行期日

公布の日から施行する。

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成26年4月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育長に対して委任する事務等について定めることを目的とする。

(教育長への委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - (5) 法第27条の規定に基づく点検及び評価に関すること。
 - (6) 法第29条の規定に基づき知事に意見を申し出ること。
 - (7) 訴訟についての処置の決定に関すること。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項、第245条の6又は第245条の7第2項の規定に基づき、市町教育委員会に対する是正又は改善の要求、勧告又は指示に関すること。
 - (9) 法令又は条例に基づく委員の任命又は委嘱に関すること。
 - (10) 規則に基づく表彰に関すること。
 - (11) 前3号に掲げるもののほか、他の法令又は条例等において教育委員会が行うとされている許可、認可、免許、承認、指定、命令、取消しその他の行政処分に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が議決するものとして教育委員会が別に定めた事項は、教育長に委任しない。

(臨時代理)

第3条 教育委員会は、第2条第1項に掲げる事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の開催が不可能であると教育委員長（法第12条第4項に規定にする委員長の職務を行う委員を含む。）が認めるときは、当該事務について教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(教育長の専決)

第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。

- (1) 第2条第1項第2号に掲げる事務のうち軽易な改正に関すること。

- (2) 第2条第1項第4号に掲げる事務のうち、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の役付職員（管理職手当に関する規則（昭和33年静岡県人事委員会規則7—36）第2条に規定する職員に限る。）以外の職員並びに校長以外の学校職員の任免その他の人事に関する事（懲戒処分に関する事を除く。）。
- (3) 第2条第1項第11号に掲げる事務に関する事。
- 2 教育長は、前項に掲げる事項の全部又は一部を教育次長、教育監、課長及び室長その他の職員（以下「事務局職員」という。）に専決又は代決させることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により教育長が専決した事項（前項の規定により教育長が事務局職員に専決又は代決させた事項を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものについては、教育長をして教育委員会に報告させるものとする。
 - (1) 第1項第1号に掲げるもの
 - (2) 第1項第3号に掲げるもののうち、文化財保護条例（昭和43年静岡県条例第25号）に規定する文化財の指定に関する事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、重要であると教育委員会が別に指定するもの
- 4 前項に掲げるもののほか、第1項の規定により教育長が専決した事項のうち、教育長が重要であると認めるものについては、教育委員会に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（静岡県教育委員会教育長専決規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 静岡県教育委員会教育長専決規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第2号）
 - (2) 教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則（昭和31年静岡県教育委員会規則第10号）

第3号議案

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年4月14日提出

静岡県教育委員会教育長

<第3号議案 概要>

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

教育委員長及び教育委員長職務代理者が共に事故又は欠けた場合に、委員長の職務を代理する委員を教育委員長の指名により定めることとした。

2 施行期日

公布の日から施行する。

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会会議規則（昭和31年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 <u>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法</u> （第1条・第2条） 第2章・第3章（略） 附則 <u>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法</u> 第2条（略） 第2章 会議 第3条（略）	目次 <u>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法等</u> （第1条～第2条の2） 第2章・第3章（略） 附則 <u>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法等</u> 第2条（略） <u>第2条の2 委員長及び委員長職務代理者に事故がある場合、又は委員長及び委員長職務代理者が欠けた場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項の規定に基づき委員長及び委員長職務代理者以外の委員が委員長の職務を行うときにおける当該職務を行う者を、委員長はあらかじめ2名以上定めるものとする。</u> 第2章 会議 第3条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	第4回学力向上対策本部会	1
2	「地域とともにある学校」の推進 ～コミュニティ・スクールの導入促進～	2
3	平成25年第2回青少年教育施設等安全対策委員会結果報告	3
	平成26年5月の主要行事予定	4

第4回学力向上対策本部会

(教育政策課)

県内小中学生の学力向上のための対策を円滑かつ効果的に実行するために「学力向上対策本部会」を設置し、昨年度10月の第1回目から、これまで計3回開催した。新年度を迎え、第4回目となる学力向上対策本部会を以下のとおり開催した。

1 日時 平成26年4月11日(金) 午前10時から11時

2 場所 県庁本館4階403会議室

3 参加者

教育監	水元 敏夫 (本部長)
教育総務課長	池田 和久
教育政策課長	山本 知成
義務教育課長	林 剛史
義務教育課参事	奥村 篤
義務教育課人事監	羽田 明夫
社会教育課長	北川 清美
静岡県総合教育センター所長	杉本 寿久

4 内容 各課等の取組状況等についての報告

(1) 義務教育課

・平成26年度全国学力・学習状況調査を活用した早期対応等について

(2) 教育政策課

・Eジャーナルの特集、年度末の学校対象調査について

(3) 社会教育課

・親子読書に関する視点の強化、学校における読書活動の質の向上等について

(4) 総合教育センター

・「単元計画及び評価問題」(仮称)の作成について

<参考> 静岡県教育委員会における今後の具体的取組(第2回学力向上対策本部会より)

1 短期的な取組

(1) Eジャーナルへの「学力向上」特集の掲載(学校教育課、教育政策課)

(2) 全国学力・学習状況調査の問題や結果の活用促進及び授業改善の視点の共有化

○総合教育センターHPによる過去問題の類似問題の発信(総合教育センター)

○総合教育センター指導主事の学校訪問における学校への具体的指導(総合教育センター)

○教科等指導リーダー研修会(平成26年1月)における指導リーダーへの具体的指導(総合教育センター)

○リーフレットの活用(学校教育課)

(3) 年度末の学校対象調査による「全国学力・学習状況調査の問題・結果の活用」に関する検証(教育政策課)

2 中・長期的な取組

(1) 小学校5年生を対象にした国語、算数、理科における評価問題(チア・アップシート等)の実施(総合教育センター)

(2) 読書活動の充実(社会教育課、総合教育センター)

(3) 経験段階別研修(初任研、5年研、10年研)参加者を対象とした授業改善の視点の共有化(教育センター)

「地域とともにある学校」の推進 ～コミュニティ・スクールの導入促進～

(義務教育課)

1 今年度の取組予定

有識者会議(大学教授、他県の活動実践者、県内教委関係者など)「地域とともにある学校づくり検討委員会」(仮称・事務局長に義務教育課長)を立上げ、学校支援地域本部事業と連動した学校運営協議会の在り方等、各市町教育委員会における導入促進の方策について検討を進める。

2 コミュニティ・スクールについて

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5

教育委員会は、教育委員会規則に定めるところにより、その所管に属する学校のうち、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

コミュニティ・スクールのイメージ



(2) 平成26年度「教育行政の基本方針と教育予算」(抄)

社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて

学校・家庭・地域の連携を強化するため、学校支援地域本部の設置や地域の実態に応じたコミュニティ・スクールの導入を促進するなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。

3 県内公立小中学校の現状

- ・ **磐田市**：平成25年度4校に導入(磐田第一中、豊岡中、豊岡南小、磐田西小) 平成26年度はさらに14校に導入(豊岡北小、大藤小、向笠小、岩田小、豊田南中、豊田南小、青城小、南部中、磐田南小、長野小、福田中、福田小、豊浜小、城山中)
- ・ **御前崎市**：平成26年度、御前崎市立小中学校及び御前崎市牧之原市学校組合立御前崎中学校が、学校運営協議会を円滑に導入することを目的として、御前崎市教育委員会がスクラムスクール運営協議会推進委員会を設置。中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校が合同で研究。

4 課題

- 地域の実情を把握しながら、本県の特性に応じた導入の方策について検討が必要。
- 学校支援地域本部や学校評議員など、学校教育を支える既存の組織との整理が必要。

平成25年度第2回青少年教育施設等安全対策委員会結果報告

(社会教育課)

1 経緯

平成26年3月18日、三ヶ日青年の家において安全対策委員会を開催し、平成25年度における各青少年教育施設等の安全管理体制向上への取組を確認した。また、三ヶ日青年の家については、平成26年度から指定管理者が交代するため、指定管理者間で行われた安全に関する引継状況を検証し、確実に引き継がれたことを確認した。

2 内容（検証、確認事項）

- (1) 各青少年教育施設等が本年度実施した安全管理体制向上への取組状況
- (2) 指定管理者間の引継状況
- (3) 次期指定管理者の組織体制や、安全体制の確立に向けた取組状況
- (4) 次期指定管理者の知識・技能の習得状況
 - ア 陸上プログラムにおける団体指導者との打合せや研修生への説明
 - イ 活動中の事故発生時における対応

3 委員等からの指摘事項（主なもの）

- (1) 安全対策の要は、責任者の意識と対応力である。
- (2) 緊急対応マニュアルを全職員が共通理解していることは重要だが、事故の現場はどのようなものになるかわからない。どのような事故にも対応できる力をつけるために、日々のトレーニングが必要である。
- (3) 緊急時対応力を高めるためには、各プログラムの指導実技、緊急時対応実技を繰り返し練習することが大切である。
- (4) 緊急時対応においては、報告の約束事を徹底し、指示系統を明確にするなど、組織として機能させることが大変重要である。
- (5) 訓練の目的や想定について、所員全員が共通理解をし、情報を共有していなければならない。
- (6) 利用者への提供方法や働きかけを工夫することで、サイクリングのコースマップをより安全なものにできる。
- (7) 現指定管理者から次期指定管理者への継続勤務職員の4名は貴重な財産である。

4 委員等からの指摘事項に対する社会教育課の対応

- (1) 責任者の意識や対応力向上、組織力強化のためにも、計画的に様々な想定による緊急対応訓練を実施するよう求める。訓練には社会教育課からも可能な限り参加し、指導・助言する。
- (2) 全ての職員が安全管理に対して高い意識を持ち続けることができる体制作りを求める。
- (3) 各プログラムがより安全なものとして利用者に提供できるよう、委員等から指摘された事項を参考とし、最善の指導方法についての検討を引き続き行うよう求める。

報告事項

平成 26 年 4 月 14 日

(件名)

平成 26 年 5 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
5 / 12 (月) 13:00~	◎教育委員会定例会 (5月第1回)	県庁西館8階教育委員会議室
5 / 16 (金) 終日	◎移動教育委員会 (第1回)	県立伊豆総合高等学校
5 / 20 (火) 13:30~ 5 / 21 (水) ~11:30	◎ 1 都 9 県教育委員会全委員協議会	5/20 ホテルレイクビュー水戸 (茨城県水戸市宮町1-6-1) 5/21 JAXA筑波宇宙センター (茨城県つくば市千現2-1-1)
5 / 26 (月) 13:00~	◎教育委員会定例会 (5月第2回)	県庁西館8階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

【県議会】

5月15日(木) 臨時会